

東京都公報

発行
東京都

五十二号）の一部を次のように改正する。
第四条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年八月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百五十号

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

火災予防条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「及び届出」を削り、同条中「届出書又は申請書」を「申請書等」に改め、「第十九条、第十九条の二及び」及び「二部作成の上」を削る。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

告 示（消）

●東京消防庁告示第4号

火災予防施行規程（昭和37年7月東京消防庁告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月21日

東京消防庁

消防総監 市 川 博 三

第3条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「2部」を削り、同項を同条第2項とする。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

●東京消防庁告示第5号

自動通報等の承認に関する規程（平成2年9月東京消防庁告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月21日

東京消防庁

消防総監 市 川 博 三

第5条第1項及び第7条中「正副各1通」を削る。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

●東京消防庁告示第6号

代理通報事業者の認定等に関する規程（令和元年9月東京消防庁告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月21日

東京消防庁

消防総監 市 川 博 三

第4条第1項及び第9条中「正副各1通」を削る。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

目 次

規 則

- 東京都震災対策条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局総合防災部防災計画課）…一
- 火災予防条例施行規則の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）…一

告 示（消）

- 火災予防施行規程の一部改正……………一
- 自動通報等の承認に関する規程の一部改正……………一
- 代理通報事業者の認定等に関する規程の一部改正……………一

規 則

東京都震災対策条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年八月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百四十九号

東京都震災対策条例施行規則の一部を改正する規則

東京都震災対策条例施行規則（平成十三年東京都規則第

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

